

- 3) 文献検索システム等のリース物品について、財務規則第168条に規定する占有物品払出調書が作成されていなかった。(文学館)
- 4) 納品日が記入されていない納品書について、検収担当者が日付けを記入していた。(文学館)

指導事項に対して講じた措置

- 1) 平成22年10月から新システムを導入したが、これにかかる占有物品受入調書は作成済みである。
- 2) 行政文書を亡失することのないよう、職員に文書管理の徹底を指導した。
- 3) 平成23年1月から新システムを導入したが、これにかかる占有物品受入調書及び旧システムの終了に伴う占有物品払出調書は作成済みである。
- 4) 納品書及び請求書の取り扱いについては、平成21年11月11日付 出管第753号出納局長通知及び平成22年12月27日付 出管第1098号出納局長通知に基づき、業者が日付けを記入することを徹底させ検収担当者が日付けを記入することのないよう、職員に指導した。

○北杜高等学校

- 1 監査実施年月日 予備監査 平成22年11月18日
委員監査 平成23年1月13日
- 2 監査対象期間 平成21年11月～平成22年8月
- 3 監査の結果

指導事項 3件 (物品2 (うち重点1)、収入1)

- 1) 印刷機のリース物品について、財務規則第168条に規定する占有物品受入調書が作成されていなかった。
- 2) 物品の前年度納入があった。
- 3) 平成22年度入学審査手数料に係る全ての収入証紙に消印が押されていないかった。

指導事項に対して講じた措置

- 1) 財務規則第168条に規定する占有物品受入調書については、作成した。
- 2) 全職員に物品の発注、納品確認の期日について事務室との連携強化について周知徹底を図った。
- 3) 平成22年度入学審査手数料収入証紙については消印した。今後は入学審査後と四半学期に事務長又は事務次長が再確認することとした。

意見

第二グラウンド南の敷地整備工事において、文化財保護法に規定する「周知の埋蔵文化財包蔵地」の開発に必要な通知等の手続きを怠り、結果として遺構を傷つけてしまったことは遺憾なことであり、今後は関係各課と連携を密にし、適正な事務処理に努められたい。

意見に対して講じた措置

今後は学校施設設課作成の学校執行工事事前チェックリストにより工事着手前に必要な手続きの有無を確認することとした。

○韭崎高等学校

- 1 監査実施年月日 予備監査 平成22年11月18日
委員監査 平成23年1月13日
- 2 監査対象期間 平成21年11月～平成22年8月
- 3 監査の結果

指導事項 4件 (契約1、物品2、収入1)

- 1) 廃棄物処理委託契約において、単価契約であるにもかかわらず、予定数量の記載がなかった。
- 2) 購入した官製ハガキについて、財務規則第243条に規定する郵便切手類受払簿に記載されていないかった。
- 3) 印刷機のリース物品について、財務規則第168条に規定する占有物品受入調書が作成されていないかった。
- 4) 歳入について、次のとおり収入未済があった。
学校開放電気料 平成22年度分 先数 1件 800円

指導事項に対して講じた措置

- 1) 予定数量を記載した契約書に様式を変更した。
- 2) ハガキの欄を入れた受払簿に様式を変更した。
- 3) 占有物品受入調書を整備した。
- 4) 督促の結果納入された。

○韭崎工業高等学校

- 1 監査実施年月日 予備監査 平成23年1月11日
- 2 監査対象期間 平成21年9月～平成22年10月
- 3 監査の結果

指導事項 1件 (収入1)

- 1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。
①授業料 過年度分 先数 2件 86,100円
②学校開放電気料 平成22年度分 先数 1件 3,300円

指導事項に対して講じた措置

- 1) ①過年度分の滞納繰越額 86,100円の内訳は、全て授業料である。3月17日現在の未納は、86,100円で、そのうち46,500円は、平成17年度に卒業した生徒の分であり、前回の報告以降も通知を行っているが、連絡が取れない状況である。
督促状を簡易書留で郵送したところ、受取はされたようであり、引き続き、通知等で納入を呼びかけていく。
残りの39,600円は、退学した生徒の分であり、学年主任等と連携した中で、電話・通知・家庭訪問等を行うことにより、引き続き納入を呼びかけていく。
②学校開放電気料 平成22年度分 1件 3,300円については、電話にて督促を行い、平成23年1月14日に全額が納付された。

○甲府南高等学校

- 1 監査実施年月日 予備監査 平成23年1月11日
- 2 監査対象期間 平成21年9月～平成22年10月
- 3 監査の結果

指導事項 2件 (収入1、契約1)

- 1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。
学校開放電気料 平成22年度分 先数 1件 1,700円
- 2) 校内ゴミ処理業務委託契約の契約書に、契約保証金免除の条項が記載されていないかった。

指導事項に対して講じた措置

- 1) 電話で1回督促後、1月17日に納付済み。
- 2) H23年度契約からは訂正済み書式で契約予定。

○甲府東高等学校

- 1 監査実施年月日 予備監査 平成22年11月19日
委員監査 平成23年 1月19日
 - 2 監査対象期間 平成21年11月～平成22年8月
 - 3 監査の結果
- 指導事項 2件 (収入1、物品1)
- 1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。
学校開放電気料 平成22年度分 先数 2件 9,500円
 - 2) 予備監査日現在において、郵便切手類受払簿の残高と現品が一致していなかった。

指導事項に対して講じた措置

- 1) 学校開放に伴う電気料については、平成23年 3月29日現在収納済となっている。
- 2) 郵便切手類受払簿の残高と現品については、平成23年 3月29日現在一致している。

○甲府工業高等学校

- 1 監査実施年月日 予備監査 平成23年1月11日
- 2 監査対象期間 平成21年9月～平成22年10月
- 3 監査の結果

指導事項 3件 (収入1、給与1、契約1)

- 1) 給与関係資金前渡口座に発生した預金利息の調定がされていなかった。
- 2) 扶養手当の認定において、事実の生じた日から数ヶ月遅延して扶養親族届が提出されたが、支給開始の日を遡って認定し、手当が数ヶ月分過払いとなっていた。
- 3) 電気使用量の監視委託業務契約の契約書に、契約保証金免除の条項が記載されていなかった。また、当該契約に係る見積書を徴していなかった。

指導事項に対して講じた措置

- 1) 調定同いを作成し、納入処理を行った。
- 2) 過払い分のれい入処理を行った。
- 3) 来年度以降の契約書に契約保証金免除の条項を記載し、見積書を徴したうえで契約締結する。今後は、諸規程を遵守して適正な事務執行に努める。

○甲府昭和高等学校

- 1 監査実施年月日 予備監査 平成22年11月24日
委員監査 平成23年 1月28日
- 2 監査対象期間 平成21年11月～平成22年8月
- 3 監査の結果

指導事項 1件 (契約1)

- 1) プール水循環ろ過装置修繕工事において、請書が徴されいなかった。

指導事項に対して講じた措置

- 1) プール水循環ろ過装置修繕工事の請書を徴した。
- 必要書類の未徴収防止のため、支出事務に係って整えるべき書類のチェックを行うシートを作成した。

○農林高等学校

- 1 監査実施年月日 予備監査 平成22年11月19日
委員監査 平成23年 1月19日
- 2 監査対象期間 平成21年11月～平成22年8月

3 監査の結果

- 指導事項 3件 (契約2、収入1)
- 1) 予定価格が160万円を超える物品の単価契約において、入札によらず、見積り合わせによる随意契約により執行していた。
 - 2) エレベーター保守管理業務委託契約と電子顕微鏡保守契約の契約書に、契約保証金免除の条項が記載されていなかった。
 - 3) 歳入について、次のとおり収入未済があった。
授業料 過年度分 先数 2件 207,900円

指導事項に対して講じた措置

- 1) 今後は、契約時に十分注意して適正な事務処理に心がけるとともに、財務規則チェックマニュアル等の活用によるチェック機能の充実・強化を図り、再発防止に努める。
- 2) 今後は、契約時に十分注意して適正な事務処理に心がけるとともに、財務規則チェックマニュアル等の活用によるチェック機能の充実・強化を図り、再発防止に努める。
- 3) 督促を継続して行った結果、平成23年 3月28日現在、過年度未収額については、1件 99,000円と減少している。今後も引き続き督促を行い、未納解消に努力していく。

○巨摩高等学校

- 1 監査実施年月日 予備監査 平成22年11月24日
委員監査 平成23年 1月19日
- 2 監査対象期間 平成21年11月～平成22年8月
- 3 監査の結果

指導事項 2件 (物品1、契約1)

- 1) 印刷機のリース物品について、財務規則第168条に規定する占有物品受入調書が作成されていないかった。
- 2) エネルギ―教育推進事業に係る生徒の具外研修のバス借上げ契約において、見積書徴取にあたり仕様が示されていなかったため、提出された見積書の積算仕様に統一性がなく価格の比較ができないものがあつた。

指導事項に対して講じた措置

- 1) 占有物品受入調書を早急に作成して整備を行った。
- 2) 今後は見積書徴取の際に仕様を文書で示し、わかりやすいものとする。

○増穂高等学校

- 1 監査実施年月日 予備監査 平成23年1月11日
- 2 監査対象期間 平成21年9月～平成22年10月
- 3 監査の結果

指導事項 1件 (物品1 (重点))

- 1) 物品の前年度納入があつた。

指導事項に対して講じた措置

- 1) 教科指導上必要となる物品の発注については、教務においてその規格・数量を検討したうえで事務室へ調達依頼を行い、発注及び検収手続きは事務室が行うことを徹底し、役割分担の明確化と連携体制の強化を図り適正な執行に努める。

○増穂商業高等学校

- 1 監査実施年月日 予備監査 平成23年1月11日
- 2 監査対象期間 平成21年9月～平成22年10月

- 3 監査の結果
指導事項 1件 (収入1)
1) 歳入について、次のおり収入未済があった。
授業料 過年度分 先数 5件 222,600円

指導事項に対して講じた措置
1) 電話や個別面談等で督促を行うとともに、納付計画書により段階的な納付ができるよう指導している。

○市川高等学校

- 1 監査実施年月日 予備監査 平成22年11月24日
委員監査 平成23年 1月28日
- 2 監査対象期間 平成21年11月～平成22年8月
- 3 監査の結果
指導事項 1件 (給与1)
1) 扶養手当の認定について、事実の生じた日が月の初日でない日となっていたが、支給の始期が、当該月からとなり、過払いとなっていた。また、当該被扶養者の死亡に係る扶養親族届が未提出にもかかわらず、扶養手当の支給を終了していた。

指導事項に対して講じた措置
1) 主管理に過年度戻入に係わる、申立書を提出し、承認を受けた後、3月3日に人事給与システム上で、内容を修正し、処理は終わった。
また、被扶養者に係る扶養親族届を徴取した。

○茨城高等学校

- 1 監査実施年月日 予備監査 平成23年1月11日
- 2 監査対象期間 平成21年9月～平成22年10月
- 3 監査の結果
指導事項 3件 (収入1、給与2)
1) 歳入について、次のおり収入未済があった。
授業料 過年度分 先数 24件 1,529,400円
2) 扶養手当の認定について、事実の生じた日が月の初日でない日となっていたが、支給の始期が、当該月からとなり、過払いとなっていた。
3) JR使用による出張において、往復同一区間でかつ片道 601km以上の乗車賃に対し、往復割引の適用をしていなかった。

指導事項に対して講じた措置
1) 平成23年 3月25日現在 先数22件 1,361,100円の収入未済となっている。督促状とともに、手書きの納付書を送付し、滞納整理を行っている。
2) 平成23年 3月18日、給料・手当(過年度分)として、21,205円を払い入れた。
3) 平成23年 2月15日払い入回を作成し、平成23年 3月 1日 2,100円払い入済みである。

○山梨園芸高等学校

- 1 監査実施年月日 予備監査 平成23年1月11日
- 2 監査対象期間 平成21年9月～平成22年10月
- 3 監査の結果
指導事項 2件 (収入1、支出1)
1) 歳入について、次のおり収入未済があった。

- ①授業料
過年度分 先数 7件 417,900円
- ②学校開放電気料
平成22年度分 先数 1件 2,100円
- 2) 財務規則第57条に規定されている請求書に記載すべき請求年月日のないものにより支払いを行っていた。

指導事項に対して講じた措置
1) ①過年度分の授業料については、鋭意、督促等に努め、収入未済の解消を図る。
②学校開放電気料については、平成22年度中に全て完納した。
2) 請求年月日の無い請求書は、受けとらないこととした。

○山梨高等学校

- 1 監査実施年月日 予備監査 平成22年11月25日
委員監査 平成23年 1月14日
- 2 監査対象期間 平成21年11月～平成22年8月
- 3 監査の結果
指導事項 1件 (収入1)
1) 歳入について、次のおり収入未済があった。
授業料 過年度分 先数 2件 108,900円

指導事項に対して講じた措置
1) 前年度に引き続き、督促通知、電話、家庭訪問等により納付を促し、監査日以降29,700円の納付があった。
平成23年 3月29日現在の未納額は、先数 1件79,200円となっている。

○塩山高等学校

- 1 監査実施年月日 予備監査 平成23年1月11日
- 2 監査対象期間 平成21年9月～平成22年10月
- 3 監査の結果
指導事項 2件 (収入1、支出1)
1) 歳入について、次のおり収入未済があった。
授業料 過年度分 先数 4件 277,200円
2) 物品代金の支払いにおいて、財務規則第57条に規定されている請求書に記載すべき請求年月日のないものにより支払いを行っていた。

指導事項に対して講じた措置
1) 在校生分については、担任教諭や学年主任とも協力しながら、電話や家庭訪問による督促を繰り返すことにより、全額納入させることができた。
卒業生分についても、引き続き電話や家庭訪問等で督促するなどして、納入されるよう必要な措置を講じていく。 1件 168,300円
2) 請求書受領時に必ず確認を行い、記入・再提出を迅速に業者へ依頼していく中で、支払い時に再チェックを行い、適正な執行に努めていく。

○桂高等学校

- 1 監査実施年月日 予備監査 平成22年11月30日

委員監査 平成23年 2月10日
監査対象期間 平成21年11月～平成22年8月

2 監査の結果

指導事項 1件 (財産1)

- 1) 取得用地に未登記のものがあつた。
過年度分 5筆

指導事項に対して講じた措置

- 1) 取得用地の未登記については、主管している学校施設課と協議したところ、この問題は、学校内だけで解決できる内容ではないので、昭和41年に建設された校舎の老朽化問題と併せ、学校施設課で検討し、対応するとの指示を受けた。

○富士北陵高等学校

1 監査実施年月日 平成23年1月18日

2 監査対象期間 平成21年9月～平成22年10月

3 監査の結果

指導事項 1件 (契約1)

- 1) 一般廃棄物の収集・運搬及び処分業務委託契約において、単価契約であるにもかかわらず、予定数量の記載がなかつた。

指導事項に対して講じた措置

- 1) 次年度より支出負担行為伺いで概算した年間予定数量を契約書に正しく記載することとする。

○富士河口湖高等学校

1 監査実施年月日 平成22年11月26日

委員監査 平成23年 2月 2日

2 監査対象期間 平成21年11月～平成22年8月

3 監査の結果

指導事項 3件 (物品1、給与1、財産1)

- 1) 購入したバガキについて、財務規則第243条に規定する郵便切手類受払簿に記載されていなかった。

- 2) 扶養手当の認定において、被扶養者の給与額が月額で108,833円を3ヶ月連続して超えていたにもかかわらず、認定取消の手續きがされず、過払いとなつていた。

- 3) 道路敷地として借受けている財産について、契約期間変更の移動報告がされず、借受財産台帳の記載漏れがあつた。

指導事項に対して講じた措置

- 1) 財務規則第243条の規定に従つて、本年度から記載を行った。
2) 1月分の給与で過払い分の処理を行った。
3) 道路敷地として借受けている財産について、学校施設課に契約期間の移動報告を行い借受財産台帳の修正を依頼した。

○中央高等学校

1 監査実施年月日 平成23年1月18日

2 監査対象期間 平成21年10月～平成22年10月

3 監査の結果

指導事項 2件 (物品1、契約1)

- 1) フラクシミリのリース物品について、財務規則第168条に規定する占有物品受入調書が作成されていなかった。

- 2) フラクシミリのリースに係る長期継続契約の契約書に契約保証金免除の条項が記載されていなかった。

指導事項に対して講じた措置

- 1) フラクシミリを含む4件のリース物品について、財務規則第168条に規定する占有物品受入調書を作成し、処理終了後システムに反映済みである。
2) 今後フラクシミリを含む4件のリースに係る長期継続契約の更新時には、契約書に契約保証金免除の条項を漏らさず記載することとする。

○ろう学校

1 監査実施年月日 平成23年1月18日

2 監査対象期間 平成21年9月～平成22年10月

3 監査の結果

指導事項 1件 (支出1)

- 1) 物品代金の支払いにおいて、財務規則第57条に規定されている請求書に記載すべき請求年月日のないものにより支払いを行つていた。

指導事項に対して講じた措置

- 1) 指導があつた以降は、請求書に請求年月日の記入がない場合、直渡しの場合は、その場で業者記入してもらい、郵送等の場合は、電話等により連絡し請求年月日を記入したものを再提出してもらうようにすることとした。

○甲府支援学校

1 監査実施年月日 平成22年12月3日

委員監査 平成23年 2月1日

2 監査対象期間 平成21年11月～平成22年9月

3 監査の結果

指導事項 3件 (物品2 (うち重点1)、給与1)

- 1) 購入したバガキについて、財務規則第243条に規定する郵便切手類受払簿に記載されていなかった。

- 2) 職員が親族から賃借している家屋について、住居手当の支給を受ける場合には、契約書や確定申告書の控え等を確認するなど、より厳密に事実関係を確認する必要があるが、長期間にわたりその確認がされていなかった。

- 3) 物品の前年度納入があつた。

指導事項に対して講じた措置

- 1) 郵便切手類受払簿に記載し、管理する。
2) 父親の申告状況を確認したところ、高瀬等の理由により申告をしておらず、他に確認ができる書類がないため、父親から、確かに家賃の支払いがある旨の申立書を提出させた。契約書、家賃の領収書は整っているため、住居手当の支給要件は満たしていると判断できるが、今後は、親族から住宅を賃借している場合には、きちんと申告状況を確認する。
3) 財務規則で定めるとおりに購入する。

○わかば支援学校

1 監査実施年月日 平成23年1月18日

2 監査対象期間 平成21年10月～平成22年10月